

# 道特別支援金 B

道内事業者の皆様へ  
道特別支援金  
時短・外出自粛等による影響緩和

## 概要

4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短等の協力支援金対象事業者以外で、国の月次支援金の対象とならない方々を対象に、経営持続化支援緊急特別対策事業による支援を継続することとし、この支援金に別区分の一時金を設け、給付します。

## 要件1

### ① 時短対象飲食店等 との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼりなど、飲食業に提供される財・サービスの供給者

または

### ② 外出・往来自粛要請等 による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、理美容関係、各種教室、商店、昼間営業の飲食店など、人流減少の影響を受けた事業者

## 要件2

2021年4月～2021年7月のいずれかの月の売上が  
対前年または前々年同期比で30%～50%未満減少

※ 売上を前年と比較できない新規開業の方々等への特例措置も実施

## 給付額

中小法人等 10万円  
個人事業者等 5万円

## 申請受付期間

2021年7月2日～2022年1月31日

## お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL：011-351-4101

受付時間 8：45～17：30（平日のみ）

注1：要件1の①について、時短対象飲食店等（2021年4月から7月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となった事業者）との直接・間接の取引がある事業者が対象です。

注2：要件1の②について、道内の外出・往来自粛要請等の影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者が対象です。

注3：道特別支援金Bは道特別支援金Aと道特別支援金Cとの併給が可能です。

注4：2021年4月から7月までの休業・時短要請の対象である飲食店や1,000㎡を超える施設等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず、本支援金の対象外です。

注5：道特別支援金Bは国の月次支援金(4月～7月分)の受給者は申請出来ません。（重複受給不可）

# 道特別支援金の対象イメージについて

★「道特別支援金」は、2022年1月31日（月）で受け付けを終了します。

「道特別支援金」の申請受付期限は、2022年1月31日（月）までの受け付けとなります。  
申請をご希望の方は、お早めに申請をお願い致します。

※郵送申請は、2022年1月31日消印有効。

※申請受付期限を過ぎたものは、受け付け致しませんのでご注意ください。

|                       | 売上50%以上減少   | 売上30~50%未満減少  |
|-----------------------|---|---|
| 令和2年度<br>11~3月<br>の影響 | <b>【国の一時支援金】</b><br>法人上限60万円<br>個人上限30万円<br><br>受付終了        | 国の一時支援金の<br>対象とならない方<br>(国に申請していない方含む)<br><b>【道特別支援金A】</b><br>法人20万円<br>個人10万円<br><br>2022年1月31日まで<br>受付中 |
| 令和3年度<br>4~7月<br>の影響  | <b>【国の月次支援金(4~7月分)】</b><br>法人上限20万円<br>個人上限10万円<br><br>受付終了 | <b>【道特別支援金B】</b><br>法人10万円<br>個人5万円<br><br>2022年1月31日まで受付中  |
| 令和3年度<br>8月以降<br>の影響  | <b>【国の月次支援金(8月以降分)】</b><br>法人上限20万円<br>個人上限10万円<br><br>受付終了 | <b>【道特別支援金C】</b><br>法人20万円<br>個人10万円<br><br>2022年1月31日まで<br>受付中   |

※この図は各支援金の対象者をイメージしたもので、各々の対象については要綱等で確認下さい。

※道の特別支援金A・B・Cはそれぞれ併給可能です。

※国の一時支援金と道の特別支援金Aは併給できません。

※国の月次支援金(4~7月分)と道の特別支援金Bは併給できません。

※国の月次支援金(8月以降分)と道の特別支援金Cは併給できません。